

「おどる宝島！とくしま物産展」出展商品第2次募集要項

1 趣旨・目的

国において「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」として、地域の消費喚起にスピード感を持って対応を絞った対応をすること等を目的に「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が創設され、この交付金を活用して、インターネット通販サイトにおいて、県が指定した魅力ある県産品（ふるさと名物商品）を販売する「おどる宝島！とくしま物産展」を開設しており、県産品の認知度向上と消費拡大による地域経済の活性化を図っております。

この「おどる宝島！とくしま物産展」が好評をいただいていることから、このたび、当該物産展に出展する「ふるさと名物商品」を、再度募集します。

2 「おどる宝島！とくしま物産展」実施概要

(1) 実施方法

委託事業者である、公益社団法人徳島県物産協会が運営するインターネット通販サイト「楽天市場 あるでよ徳島」内に「おどる宝島！とくしま物産展」を開設し、県が指定した「ふるさと名物商品」を販売。

消費者は、サイト内にあるアンケート回答後に表示される割引クーポンを取得し、3割引で購入。

(2) 実施期間

平成27年4月20日～平成28年2月29日（売り切れ次第終了）

(3) その他

販売実績に応じた割引分は国の交付金を出品事業者へ補填。

3 指定対象となる県産品

次の(1)～(4)のいずれかであること。

(1) 県内で生産された農林水産物

(2) 次の①～②を全て満たす加工食品、酒類及び工芸品

①県内産の原材料を使用していること。

（ただし、県外産の原材料のみであっても、歴史的、文化的等で徳島県との関係が特に強いと認められる場合は、対象とする。）

②県内で全てまたは主たる部分を製造、加工していること。

（ただし、応募者のみが販売するオリジナル商品として、他に製造委託している場合は、製造、加工が徳島県外の場合であっても応募可能とする）

(3) 国指定伝統的工芸品及び徳島県伝統的特産品

(4) 地場産業製品

4 応募可能商品数

応募できる商品数に上限はありませんが、1商品の通常販売価格（税抜）は1,000円～50,000円程度とします。また、セット売りとしても応募可能とします。

（ただし、同一商品で入数違いは1商品とみなすが、味や仕様違いは別商品とします。また、複数品製造できるものとします。）

5 指定商品の基準

次の(1)～(5)を全て満たすこと。

(1) 商品の品質、価格等において、徳島県産品として相応しいと認められるもの。

(2) 商品の安定供給が可能であり、徳島県産品として今後需要が見込まれ、奨励することが望ましいと認められるもの（いわゆる「一点もの」は不可）。

(3) 「製造物責任法」、「食品衛生法」、「健康増進法」、「JAS法」、「景品表示法」、「計量法」、

「資源有効利用促進法」、「薬事法」、「酒団法」、「農薬取締法」等の法律及び行政庁の指導に基づく基準（ガイドライン）等の要件を満たしているもの。

- (4) 徳島ならではのこだわり、ストーリー性を持った商品。
- (5) 運搬に耐えうる商品。

6 出品事業者の条件

次の(1)～(6)を全て満たすこと。ただし、前に定める「3 指定対象となる県産品」の(1)に規定する商品の場合は、(5)及び(6)を除外します。

- (1) 県内に主たる事務所を置くこと。
- (2) 原則、自社が製造していること。
(特例として、応募者のみが販売するオリジナル商品として、他メーカーに製造委託している商品は応募可能とする。※製造メーカーが製造した商品を単に仕入れて販売しているケース、大量に製造されたいわゆる「レール商品」と認められる商品は応募不可とする。)
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) その他公序良俗に反する行為を行ったもの又は団体でないこと。
- (5) 製造物賠償責任保険（PL保険）等各種賠償保険に加入していること。
- (6) 食品関係の商品を取り扱うもの又は団体の場合は、所轄保健所の営業許可を取得していること。

7 指定について

出品希望者からの申請を受け、その申請にかかる商品が指定基準を満たしているか審査し、県が指定します。

8 審査結果について

審査の結果、申請された商品を指定した場合は、県が「『おどる宝島！とくしま物産展』出品指定書」を交付します。

9 指定後について

- (1) 出品事業者は、「ふるさと名物商品」の品質等を保証し、決して消費者等の期待を裏切ってはなりません。
- (2) 出品事業者は、「ふるさと名物商品」の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときには、責任をもって速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告しなければなりません。
- (3) 出品事業者は、当初の申請内容から変更となった場合は、速やかに県に届出なければなりません。
- (4) 県は、出品事業者に対し、必要があると認めるときは、「ふるさと名物商品」としての指定基準を満たしているか調査し、又は必要な指示をすることができます。

10 指定の取消

次の(1)～(6)の事由に該当する場合は指定を取り消すことがあります。

- (1) 指定を受けた出品事業者が営業を終了した場合
- (2) 指定の基準に該当しなくなった場合
- (3) 虚偽の申請により指定を受けた場合
- (4) 前項の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかった場合
- (5) 法令に違反するなど出展者として適切でないと認められる場合
- (6) その他、指定県産品及び徳島県のイメージに重大な支障を及ぼす恐れがある場合

11 応募方法

次の(1)～(6)を添えて、郵送もしくは持参にてご応募ください。

なお、「3 指定対象となる県産品」の(1)に規定する商品の場合は、(5)及び(6)は不要です。

また、「阿波の逸品」支援商品及び「とくしま特選ブランド」登録商品の場合は、(3)～(6)は不要です。

- (1) 「おどる宝島！とくしま物産展」出品申請書【様式1】
- (2) 「おどる宝島！とくしま物産展」出品概要書【様式2】
- (3) 写真データ（JPEG）
 - ・ C D - R , D V D - R 等の電子媒体で御提出ください。
 - ・ サイズは1枚につき1,000px×1,000px程度
 - ・ 商品画像のほかに、PR用画像が複数あると、出展時に効果的です。
- (4) パンフレット等の商品説明資料
- (5) 商品パッケージ、食品表示ラベル（加工食品、酒類のみ）
- (6) 製造物賠償責任保険等各種賠償保険の保険証書の写し

12 応募先

〒770-8570 徳島県 商工労働観光部
観光政策課 魅力発信担当「ふるさと名物商品」係

※問い合わせはFAXまたは電子メールで受け付けます。

FAX : 088-621-2851

E-mail : kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

13 応募受付期間

平成27年5月1日（金）～11月30日（月） ※必着

・持参の場合は、県庁5階観光政策課にて開庁日（月～金）の8：30～18：15

14 その他注意事項

- (1) 提出いただいた申請書に記載されている内容を基に審査いたしますので、商品PR等においては、ストーリー性を持たせる等、魅力ある商品であることがわかるよう、詳しく御記入ください。
- (2) いただいた応募書類等については、返却いたしませんので御了承ください。
- (3) 「おどる宝島！とくしま物産展」への出展に際しては、ネットサイト運用にかかる販売手数料（10数%程度）を負担していただきますので、御了承ください。
- (4) 出品事業者は、原則として注文を受けた商品を公益社団法人徳島県物産協会（阿波おどり会館1階）まで配送していただきますので、生鮮品等については十分御注意ください。
- (5) 指定商品については、県外のアンテナショップ等において、フェアを開催し、店頭販売を行うことがあります。
- (6) 本募集要項及び申請様式については、県のホームページ（「おどる宝島！とくしま」で検索）に掲載いたします。